

総合行政ネットワーク A S P ガイドライン —第 5.1 版—

地方公共団体情報システム機構
令和元年 5 月 2 3 日

改 訂 履 歴

	年月日	主な改訂内容
第 1 版	平成 1 3 年 1 1 月 2 8 日	了承（総合行政ネットワーク運営協議会）
第 2 版	平成 1 4 年 3 月 1 9 日	7～10 章を追加。
第 2.1 版	平成 1 5 年 5 月 2 9 日	手続の見直しに伴う内容。 LGWAN-ASP 接続設備の仕様に関する内容。 総合行政ネットワーク API 仕様書にディレクトリ基盤を追加。
第 2.2 版	平成 1 5 年 9 月 9 日	審査方法の見直しに伴う内容。
第 2.3 版	平成 1 6 年 4 月 1 日	電気通信事業法の改正に伴う変更。
第 2.4 版	平成 1 6 年 5 月 2 6 日	手続の見直しに伴う内容。
第 2.5 版	平成 1 6 年 1 1 月 2 5 日	手続の見直しに伴う内容。 総合行政ネットワーク電子文書交換システム API 仕様書を追加。
第 2.6 版	平成 1 7 年 5 月 3 0 日	全国 NOC-ASP 接続セグメントの二重化について追加。 手続の見直しに伴う変更。
第 2.7 版	平成 1 7 年 1 1 月 1 7 日	図 6-4 の見直しに伴う変更。
第 2.8 版	平成 1 8 年 4 月 3 日	ASP サービス提供者等用認証基盤の地方公共団体組織認証基盤統合に伴う変更。
第 2.9 版	平成 1 8 年 5 月 3 0 日	LGWAN サービス提供設備・LGWAN-ASP 接続設備仕様書の追加に伴う変更。
第 3.0 版	平成 1 8 年 1 1 月 2 4 日	XML 電文交換基盤の廃止に伴う変更。
第 3.1 版	平成 1 9 年 5 月 2 4 日	非公開文書の追加及び LGWAN の構成変更に伴う反映。
第 3.2 版	平成 2 0 年 3 月 1 9 日	トンネリング通信仕様の追加。
第 3.3 版	平成 2 0 年 5 月 2 8 日	アプリケーション基盤の内容追加等。
第 3.4 版	平成 2 0 年 1 0 月 2 2 日	特定公的機関 LGWAN-ASP が自らのコンテンツサービスを提供する手段として、LGWAN 電子文書交換システムを利用可能になることに伴う変更
第 3.5 版	平成 2 1 年 5 月 2 1 日	LGWAN-ASP 登録及び接続申込の内容追加
第 3.6 版	平成 2 4 年 4 月 1 日	第三次 LGWAN 移行に伴う改訂
第 4.0 版	平成 2 6 年 4 月 1 日	地方公共団体情報システム機構への承継に伴う改訂
第 4.1 版	平成 2 7 年 7 月 1 日	LGWAN-ASP 接続設備に関する記述を削除
第 4.2 版	平成 3 0 年 1 月 × 日	F-2-1-3 地方公共団体組織認証基盤証明書検証サーバ(LGWAN 向け VA) 利用申請要領(LGWAN-ASP サービス提供者向け) の廃止に伴う改訂
第 5.0 版	平成 3 0 年 3 月 3 0 日	第四次 LGWAN への移行に伴う改訂
第 5.1 版	令和元年 5 月 2 3 日	LGWAN 接続ルータ保守覚書の廃止に伴う改訂

目 次

1	本書の目的	1
1.1	本書の目的	1
1.2	本書の対象者	1
1.3	LGWAN-ASP ドキュメントフレームワーク	1
2	LGWAN とは	3
2.1	LGWAN の目的	3
2.2	LGWAN のセキュリティ基本方針	3
2.3	LGWAN の構成	5
3	LGWAN-ASP とは.....	6
3.1	LGWAN-ASP の役割.....	6
3.2	LGWAN-ASP に関わる組織.....	6
3.2.1	サービス利用者	6
3.2.2	サービス提供者	7
3.2.3	都道府県	7
3.2.4	運営主体	7
3.3	サービス提供者の分担.....	8
3.3.1	アプリケーション及びコンテンツサービス提供者.....	8
3.3.2	ホスティングサービス提供者.....	9
3.3.3	通信サービス提供者	9
3.3.4	ファシリティサービス提供者.....	9
3.4	LGWAN-ASP 関係者の関連性	10
3.5	LGWAN-ASP の提供サービスパターン.....	10
4	LGWAN-ASP サービス提供の基本事項.....	11
4.1	LGWAN-ASP の接続形態	11
4.2	整備すべき回線及び機器	11
4.2.1	回線.....	11
4.2.2	機器.....	12
4.3	セキュリティ対策	12
4.3.1	閉域性の確保	12
4.3.2	セキュリティ境界面	13
4.3.3	プロトコル群	13
4.3.4	基本的なアプリケーションサービス.....	13
4.3.5	認証基盤	14
4.4	LGWAN-ASP の運用.....	15
5	LGWAN-ASP 登録及び接続申込み	17
5.1	登録及び接続申込手順.....	18
5.1.1	登録及び接続申込手順の詳細.....	18

5.1.2	接続又は登録申込内容の変更.....	20
5.1.3	接続解除の申込	20
5.1.4	登録解除の申込	21
5.2	接続作業手続手順	21
5.2.1	接続作業の詳細	22

付図 LGWAN-ASP 提供サービスパターン

1 本書の目的

1.1 本書の目的

本書は、総合行政ネットワークにおける ASP（以下「LGWAN-ASP」という。）についての役割を示すとともに、LGWAN-ASP に関する組織とその位置付け並びに LGWAN-ASP サービスに関する責任の所在等を明らかにし、LGWAN-ASP のポリシー、LGWAN-ASP サービスを行う際の手続方法及びそれに付随する事項を明示することを目的とする。

1.2 本書の対象者

本書は、LGWAN-ASP において、ASP サービスを提供する者（以下「サービス提供者」という。）を対象とする。

1.3 LGWAN-ASP ドキュメントフレームワーク

本書を含む LGWAN-ASP のドキュメントフレームワークは、図 1-1 に示すとおりである。

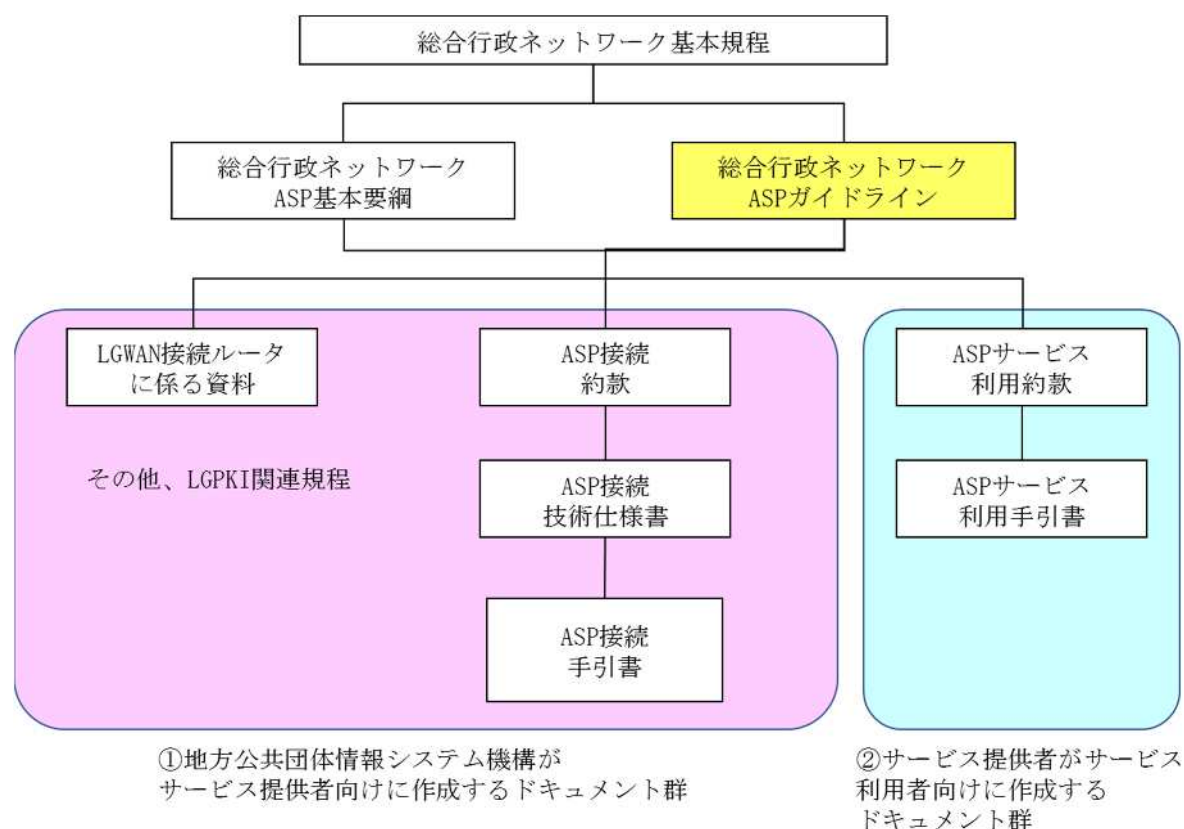


図 1-1 LGWAN-ASP のドキュメントフレームワーク

LGWAN-ASP のドキュメント群は、大きく 2 つの種別に分類される。

総合行政ネットワーク運営主体（以下「運営主体」という。）がサービス提供者向けに作成するドキュメント

運営主体が作成し、LGWAN で ASP サービスを提供するサービス提供者に対して提示するドキュメントである。サービス提供者が LGWAN に接続するための技術仕様を示した各種仕様書や、運営主体とサービス提供者との間での取決めを定めた接続約款等が含まれる。

サービス提供者がサービス利用者向けに作成するドキュメント

サービス提供者が作成し、ASP サービスを利用するサービス利用者に対して提示するドキュメントである。サービス提供者とサービス利用者との間での取決めを定めた利用約款及び具体的なサービスの利用方法を記した利用手引書等が含まれる。

フレームワークに示す「運営主体がサービス提供者向けに作成するドキュメント」における用語その他の表記については、地方公共団体情報システム機構 総合行政ネットワーク基本規程（以下「基本規程」という。）等の既存のドキュメントに準ずる。

また、ドキュメントの内容、フレームワークに示すドキュメントの種類は、必要に応じて適宜改正、改訂及び改廃されるほか、フレームワーク自体が改訂されることもある。その場合の改正、改訂及び改廃内容は、適宜公開するものとする。

2 LGWAN とは

2.1 LGWAN の目的

LGWAN は、政府のミレニアムプロジェクト(平成 11 年 12 月 19 日内閣総理大臣決定)において、地方公共団体における電子政府の基盤と位置付けられている。

LGWAN は、全ての地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、高度情報流通を可能とする通信ネットワークとして整備し、地方公共団体相互のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用等を図ることにより、各地方公共団体と国の各省庁及び住民等との間の情報交換手段の確保のための基盤とすることを目的とする。

2.2 LGWAN のセキュリティ基本方針

電子政府の基盤と位置付けられる LGWAN は、そこで扱われる情報(行政情報、住民情報等)の性質上、高い安全性と信頼性が必須条件である。

LGWAN を取り巻く脅威には、様々な要因が考えられる(図 2-1 参照)。

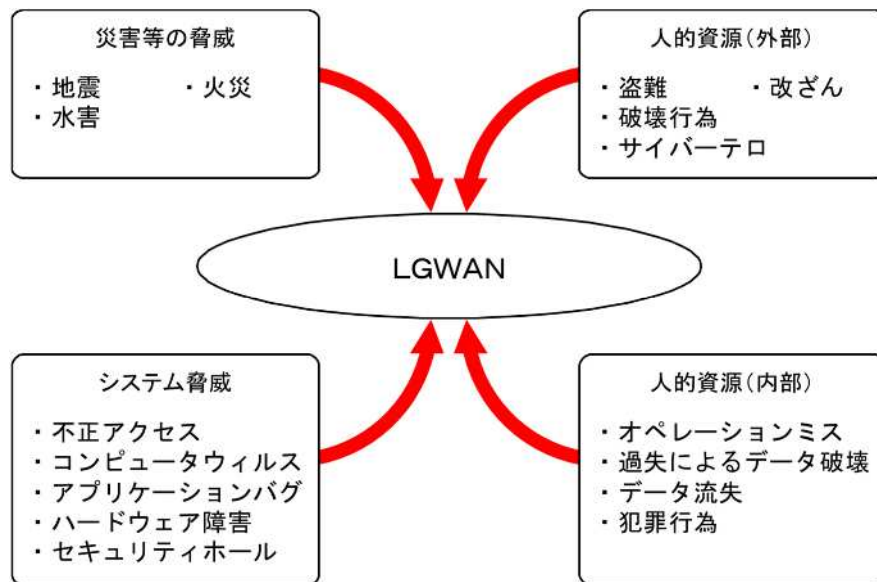


図 2-1 LGWAN を取り巻く脅威

LGWAN では、これらの脅威を LGWAN におけるリスクと設定し、「LGWAN におけるセキュリティ基本方針」として LGWAN に関わるすべての組織が遵守すべき以下の 11 項目のセキュリティ方針を、基本規程に規定している。

機密性の確保

LGWAN においては、常に高い機密を保つためのセキュリティ対策を講ずる。

正確性の確保

LGWAN に係る情報資産を常に最新かつ正確な状態に保つとともに、滅失及びき損から保護するための対策を講ずる。

均一性、均質性のあるセキュリティレベルの確保

LGWAN に係る構成組織全体で均一性、均質性のある最高のセキュリティレベルを保つための対策を講ずる。

行政情報資産の適正な管理

LGWAN に対する外部からの不正な接続及び侵入等を防ぎ、行政情報資産の漏えい、改ざん、

逸失等を防ぐため、専用回線の使用及び伝送データの暗号化等のセキュリティ対策を講ずる。

適正な権限の付与と責任の管理

LGWAN の運営に従事する者（以下「従事者」という。）の職務に応じて適正な権限を付与し、その従事者の責任を明確にする。

組織間の連携及び協力

LGWAN のセキュリティを維持するために、地方公共団体、LGWAN が接続する外部ネットワークの管理組織及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）は、相互に密接な連携・協力関係を構築・維持する。

秘密保持義務

LGWAN の従事者及び従事者であった者に対し、LGWAN に関して知り得た秘密の保持義務を徹底させる。

総合的なセキュリティ対策

LGWAN に対する危険・脅威を的確に把握し、制度面、技術面及び運用面から抑止、予防することにより、適時、的確な措置を講ずる。

監査

LGWAN のセキュリティ対策については、地方公共団体及び機構による内部評価のほかに、第三者機関による評価を行い、必要に応じ改善措置を講ずる。

意識の啓発及び教育

LGWAN の従事者に対し、セキュリティ対策の重要性について、意識の啓発を行うとともに、教育に関する計画を策定し実施する。

法令の遵守

LGWAN を構成する情報資産の取扱いについては、関連する法令を遵守する。

また、上記セキュリティ基本方針に基づき次の設計と運用を行っている。

セキュリティ設計書に基づき、通信経路におけるデータの暗号化、セキュリティ装置の設置及び侵入検知システムの設置等具体的な対策を講じる。

ネットワーク監視、システム構成情報管理、障害履歴管理、コンテンツ管理などにより、その運用を的確に行う。

通信回線網及びアプリケーションサービスに対し、常時的確な監視を行い、24時間の安定的な運用を目標とする。

運用管理に関する規程を整備し、その厳格な運用を行う。

なお、セキュリティ対策については、法令の整備、情報技術の進展等に対応し、適時見直しを行い、必要な措置を講ずるものと定めている。

2.3 LGWAN の構成

LGWAN のネットワーク構成は、図 2-2 に示すとおりである。

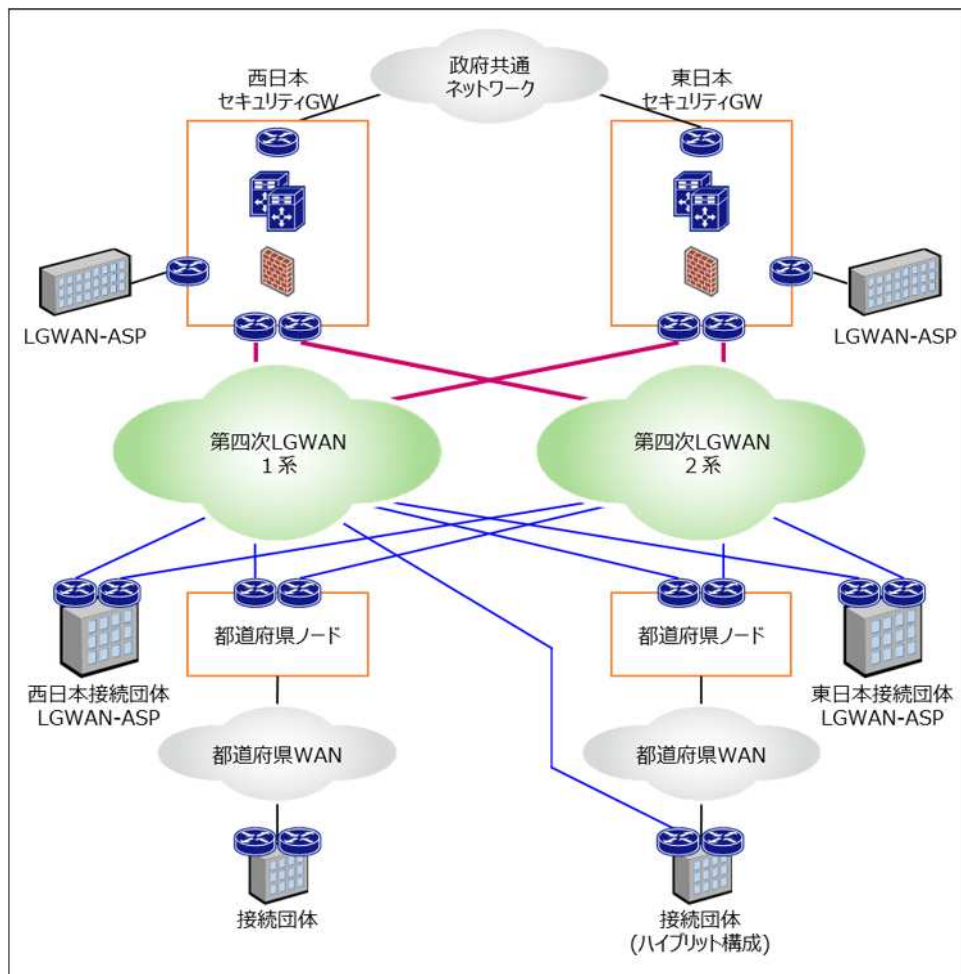


図 2-2 LGWAN の構成

LGWAN の施設設備は、東日本・西日本セキュリティゲートウェイ（以下「東日本・西日本セキュリティ GW」という。） 都道府県ノード及び地方公共団体及び基本規程第 7 条第 2 項の規定により LGWAN の機能の提供を受けることができることとされた団体（以下両者を総称して「接続団体」という。）に設置されている LGWAN 接続ルータによって構成される。

LGWAN のネットワークは、LGWAN1 系および 2 系と東日本・西日本セキュリティ GW を接続するセキュリティ GW アクセス回線、LGWAN1 系および LGWAN2 系と都道府県ノードを接続する都道府県ノードアクセス回線がある。また、LGWAN1 系または LGWAN2 系、都道府県ノード、セキュリティ GW のいずれかと LGWAN 接続ルータ間を接続する LGWAN アクセス回線でも構成される。LGWAN アクセス回線は、通信回線事業者が提供する回線サービスとなるが、都道府県ノードと LGWAN 接続ルータ間の LGWAN アクセス回線は都道府県 WAN 又は通信回線事業者が提供する回線サービスのいずれかになる。

LGWAN は、行政専用ネットワークという役割において、高い安定性と機密性を求められるネットワークである。そのため、LGWAN においては、回線の暗号化、ファイアウォールの設置、侵入検知/防御機能(IDS/IPS)の設置といったセキュリティ確保措置を講じている。

3 LGWAN-ASP とは

3.1 LGWAN-ASP の役割

前述のとおり LGWAN は、全ての地方公共団体を相互に接続する行政専用のセキュアなネットワークである。全ての地方公共団体を接続するネットワークを利用して、地方公共団体間の IT 化格差、IT 活用格差等をなくすための方策として行政目的に資する ASP を活用する。ASP を活用し、品質及びサービスレベルの高いアプリケーションやリソース等を地方公共団体間で共同利用することにより、地方公共団体の IT 化を促進し、かつ、地方公共団体が独自にシステムを構築するより安価なシステムを導入・運用するために提供されるものである。

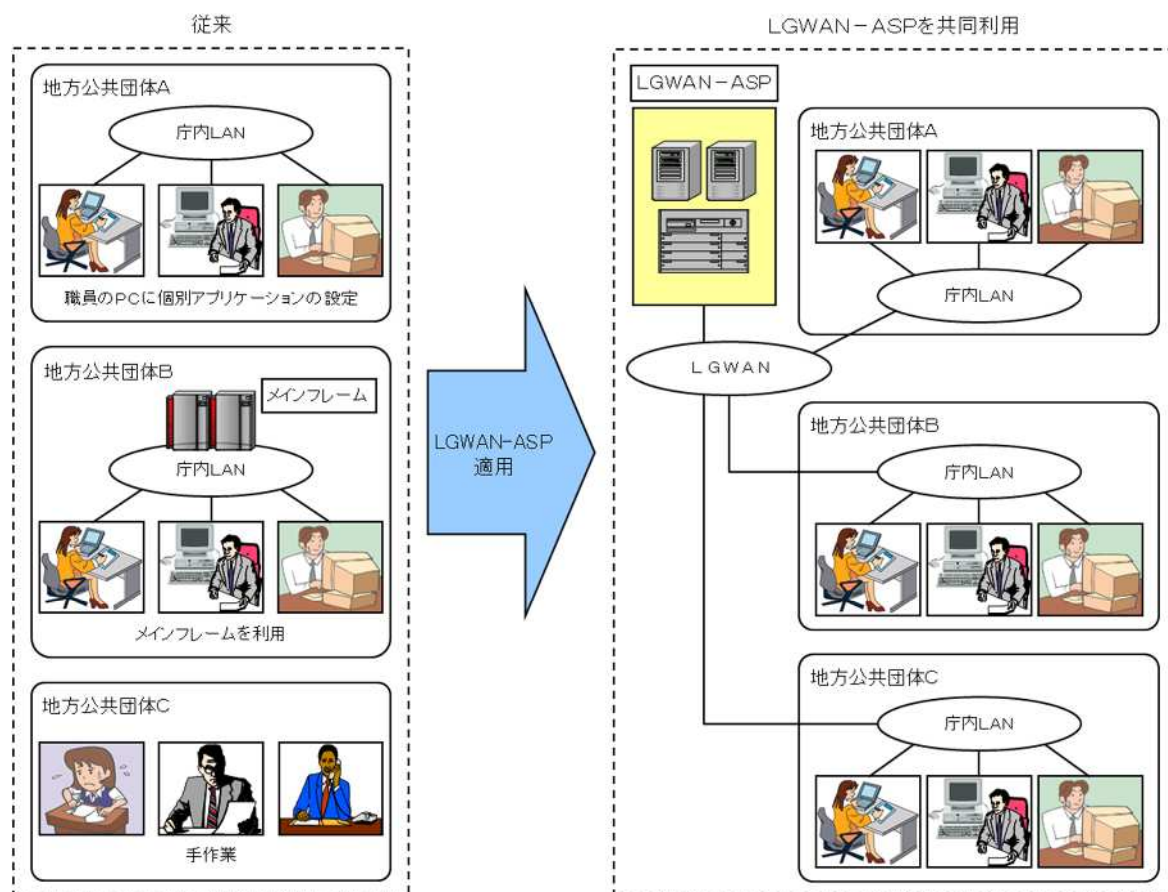


図 3-1 LGWAN-ASP の適用

3.2 LGWAN-ASP に関わる組織

LGWAN-ASP のサービス利用及び提供において、次の組織がそれぞれの立場で連携する。

サービス利用者
サービス提供者
都道府県
運営主体

3.2.1 サービス利用者

(1) 定義

LGWAN-ASP が提供するサービスを利用する者をサービス利用者と定義する。サービス利用者は、LGWAN の接続団体である。

(2) 責務

サービス利用者は、サービスの利用に当たって、基本規程、総合行政ネットワーク接続約款（以下「接続約款」という。）等で規定された事項を遵守しなければならない。その他、利用するサービスの提供者との利用契約等に基づき利用する。

3.2.2 サービス提供者

(1) 定義

LGWAN を利用し、サービス利用者に対して、営利目的、非営利目的によらず、LGWAN-ASP のサービスを提供する者をサービス提供者と定義する。サービス提供者は、以下の団体、組織等が考えられる。

なお、以下のに掲げる組織については、別途定める所定の手続により、機構の理事長に承認されなければならない。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に定める地方公共団体

国の行政機関、特殊法人、地方共同法人及び共済組合

地方自治法第 263 条の 3 に定める機関の連合組織

地方自治法第 252 条の 2 の 2 に定める協議会

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき設置された法人（公益認定を受けた法人を含む）

民間事業者又は上記以外の法人

その他機構の理事長が認める任意団体

(2) 責務

サービス提供者の責務は、「3.3 サービス提供者の分担」に述べるサービス提供者の 4 つの分類において記す。

3.2.3 都道府県

(1) 定義

都道府県は都道府県ノードの設置に必要なファシリティを確保しており、都道府県 WAN を有する場合においては、その都道府県 WAN を管理運営し、通信サービスの提供を行うサービス提供者として位置付けられる。

(2) 責務

都道府県は、サービス提供者に対し、原則、LGWAN に接続する回線及び回線終端装置等の機器を収容する責務を負う。

ただし、サービス提供者とサービス利用者との間の契約に関しては、一切関与しない。

3.2.4 運営主体

(1) 定義

運営主体は、地方公共団体情報システム機構定款（平成26年3月25日総務大臣認可）第22条第4項に規定するLGWANの運営を遂行する主体である。また、機構は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の規定に基づく電気通信事業者である。

(2) 責務

運営主体の責務は、以下の 3 つに分類される。

ネットワーク層及び基盤アプリケーションサービスの提供者としての基盤サービスの管理運営責務

サービス提供者に与える LGWAN の IP アドレス及びドメイン管理運営並びに地方公共団体組織認証基盤の運営責務

地域を限定せず提供されるサービスに関する管理責務

ただし、サービス提供者とサービス利用者との間の契約に関しては、一切関与しない。

3.3 サービス提供者の分担

LGWAN-ASP は、ファシリティ層から上位アプリケーション層に至る各層により構成されており、「3.2.2 サービス提供者」で定義するサービス提供者は、以下に示す各層のうち一つ又は複数を分担することによって提供される。そのため、各提供者間に境界面が存在する（図 3-2 参照）。

ファシリティサービス提供者
 通信サービス提供者
 ホスティングサービス提供者
 アプリケーション及びコンテンツサービス提供者

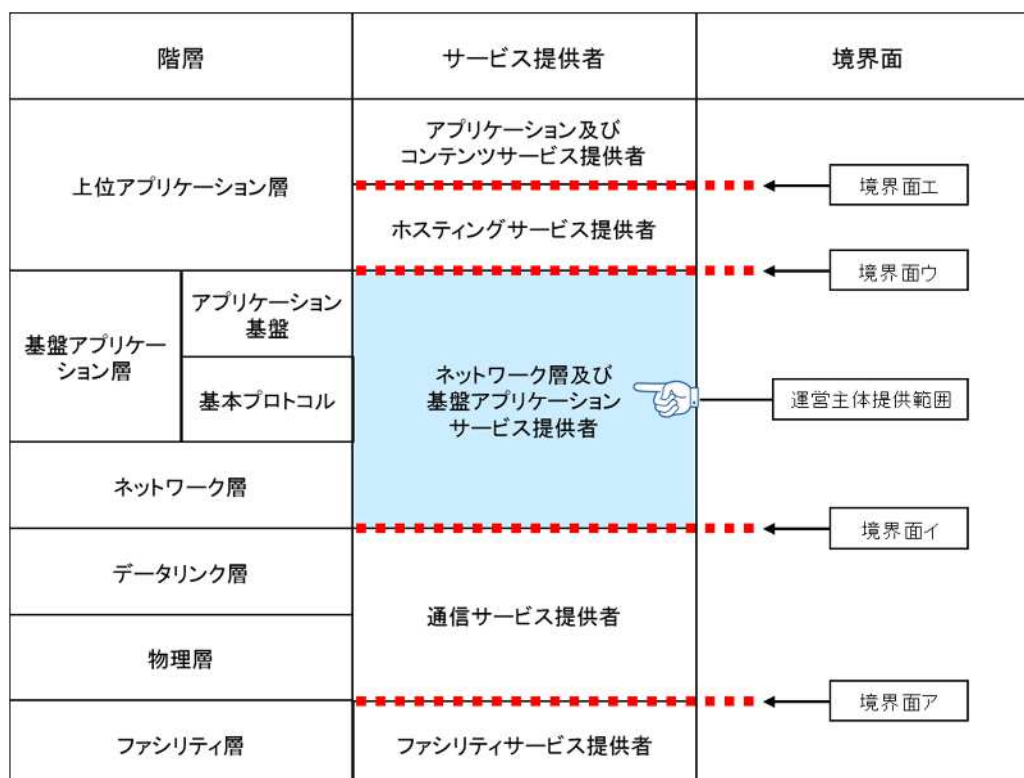


図 3-2 サービス提供者の分類

3.3.1 アプリケーション及びコンテンツサービス提供者

(1) 定義

アプリケーション及びコンテンツサービス提供者は、上位アプリケーション層における各種アプリケーション又は情報コンテンツを提供するサービス提供者である。アプリケーション及びコンテンツサービス提供者が提供するアプリケーション及び情報コンテンツは、特定業務アプリケーション、ストレージサービス、DB 検索等様々なコンテンツが考えられる。

(2) 責務

アプリケーション及びコンテンツサービス提供者は、その責務として、サービス利用者へのサービス提供責任とサービスの運用に係る管理責任を有する。

3.3.2 ホスティングサービス提供者

(1) 定義

ホスティングサービス提供者は、上位アプリケーション層におけるアプリケーションが稼働するサーバ機器を提供するサービス提供者である。ホスティングサービス提供者は、「3.3.1 アプリケーション及びコンテンツサービス提供者」に示すアプリケーション及びコンテンツサービス提供者が構築したアプリケーションや情報コンテンツをアプリケーションサーバに登録し、アプリケーションサーバの運用管理を行う。

また、運営主体への申請に基づき、トンネリング機能を用いるサービスを提供する場合、これの適切な利用に関する運用管理も実施するものとする。

(2) 責務

ホスティングサービス提供者は、その責務として、LGWAN との接続にあたり、以下の事項について責任を有する。

運営主体との連絡調整及び協議

LGWAN 接続ルータの設置とそれに接続されるアプリケーションサーバ等の管理

アプリケーションサーバのアドレス、ポート及び処理すべきプロトコルの設定及び管理

LGWAN 側ファイアウォール及び外部ネットワーク側ファイアウォールの設定及び管理

外部ネットワーク側から LGWAN への IP リーチャビリティがないことの保証

外部ネットワークに対してサーバを公開する場合には、ファイアウォールを設置し、適切なアクセス制御を実施すること

サーバセキュリティに関する一切の責任（OS/PP レベルでのセキュリティ対応）

LGWAN から指定された IP アドレス及びドメインの適正な管理

トンネリング機能を用いる場合、それを使うサービス利用者の組織内ネットワーク設定などに必要な情報の提供及び管理

LGWAN 内でのトンネリング機能を用いた適切なサービス提供に関わる管理

3.3.3 通信サービス提供者

(1) 定義

通信サービス提供者は、物理層及びデータリンク層におけるサービスを提供するサービス提供者である。通信サービス提供者は、原則として、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）で定める事業者である。

(2) 責務

通信サービス提供者は、その責務として、電気通信事業法に定める基準を満たし、常に安定した品質の通信を提供しなければならない。

3.3.4 ファシリティサービス提供者

(1) 定義

ファシリティサービス提供者は、ホスティングするサーバ等の ASP 関連機器の設置スペース、電源、空調等のファシリティサービスを提供するサービス提供者である。

(2) 責務

ファシリティサービス提供者は、その責務として、提供するファシリティを「情報システム安全対策基準」（平成 9 年 9 月 24 日通商産業省告示 536 号）を満たし、かつ、入退室管理等の人的脅威に対する適切なセキュリティ対策などが施されているように整備しなければならない。

3.4 LGWAN-ASP 関係者の関連性

サービス利用者、サービス提供者及び運営主体間の関連は、図 3-3 のとおりである。

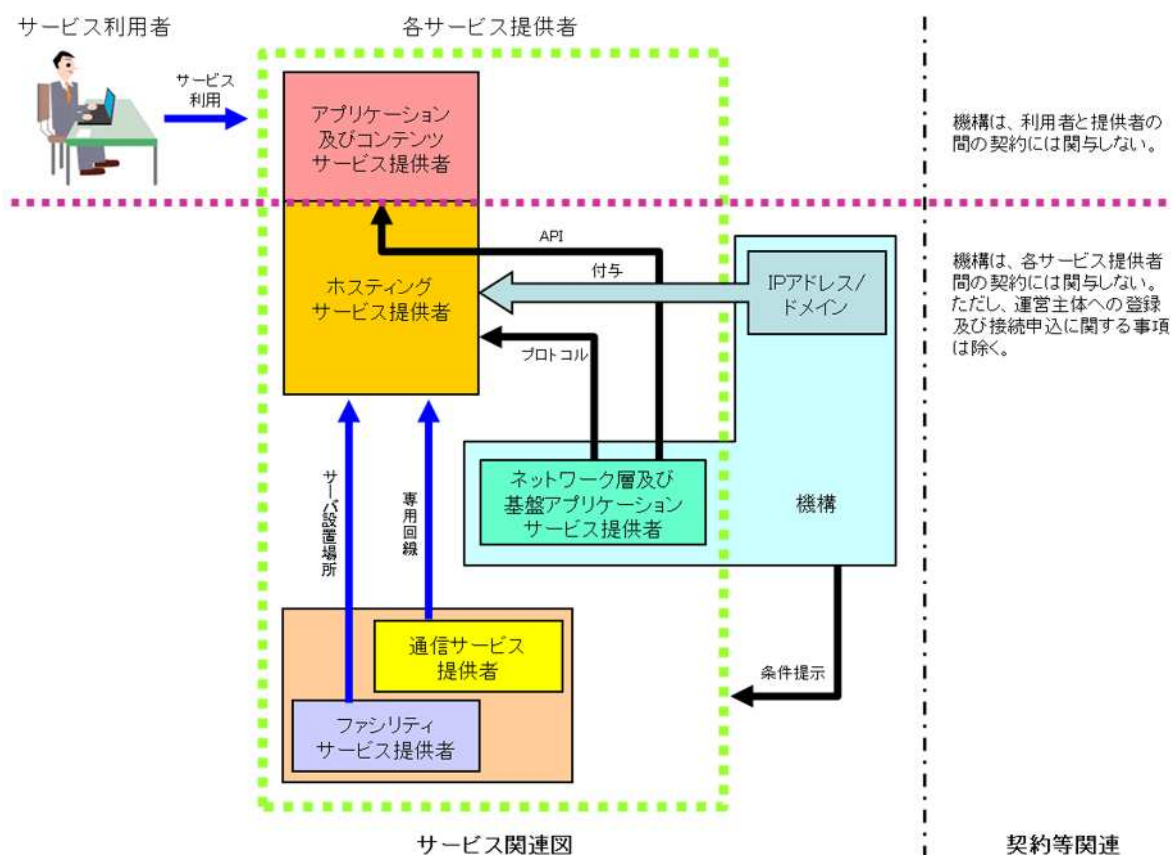


図 3-3 LGWAN-ASP 関係者の関連性

LGWAN-ASP においては、サービス利用者から見える人格は、アプリケーション及びコンテンツサービス提供者であり、サービス利用者からは、運営主体の存在を意識することはない。また、運営主体は、サービス利用者とサービス提供者及びサービス提供者相互間で取り交わされる提供サービスの契約に関しては、一切関与しない。

3.5 LGWAN-ASP の提供サービスパターン

LGWAN-ASP の提供サービスパターンは、「3.3 サービス提供者の分担」に示すサービス提供者の分類において、ファシリティサービス提供者、通信サービス提供者、ホスティングサービス提供者並びにアプリケーション及びコンテンツサービス提供者の組合せにより、15 パターンが導き出される（付図参照）。LGWAN においてアプリケーションサービスを展開する場合には、これらのパターンを組み合わせ、LGWAN-ASP を構築する。

4 LGWAN-ASP サービス提供の基本事項

4.1 LGWAN-ASP の接続形態

ASP サービスを提供する場合の LGWAN への接続は、図 4-1 に示す 3 つのパターンがある。

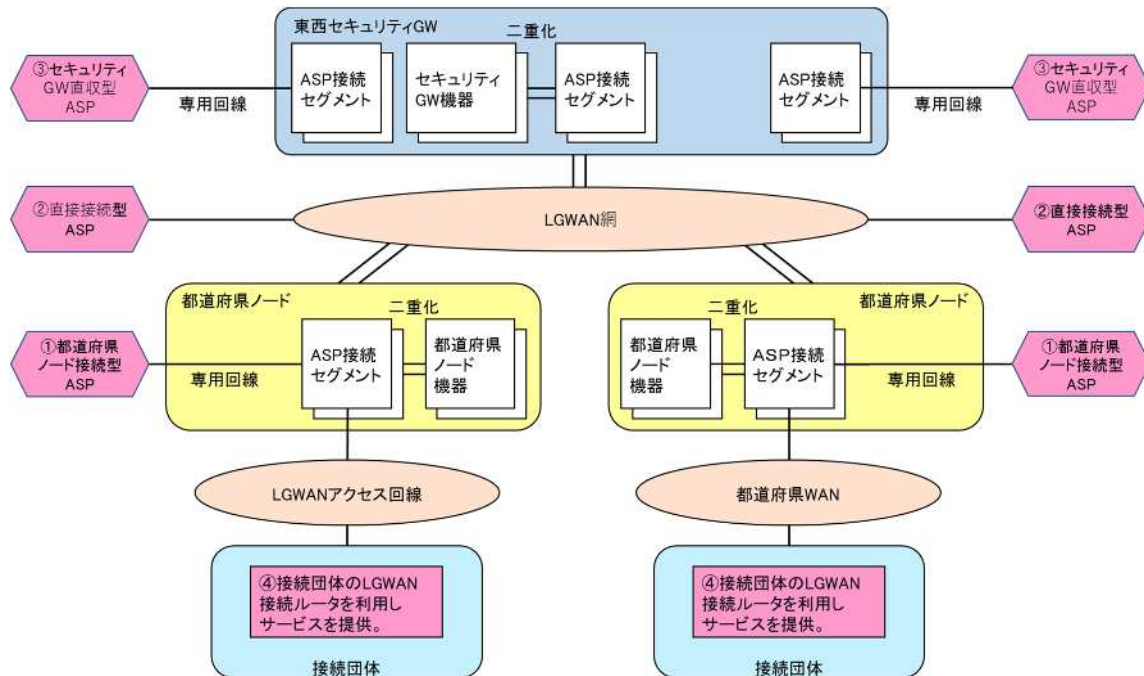


図 4-1 ASP 提供者の接続パターン

都道府県ノード接続型 ASP

都道府県ノードの ASP 接続セグメントに LGWAN 接続ルータを接続し、サービスを提供するパターン。

ただし、このパターンについては、サービス提供者が 3.2.2 (1)で定める「 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に定める地方公共団体」の場合に限る。

直接接続型 ASP

LGWAN 網に LGWAN 接続ルータを接続し、サービスを提供するパターン。

セキュリティ GW 直収型 ASP

東日本・西日本セキュリティ GW の ASP 接続セグメントに LGWAN 接続ルータを接続し、サービスを提供するパターン。

ただし、このパターンについては、運営主体が必要と認める場合に限る。

接続団体の LGWAN 接続ルータを利用しサービスを提供するパターン。

なお、東日本・西日本セキュリティ GW 及び都道府県ノードの ASP セグメントは、LGWAN からの通信経路及び通信機器をホットスタンバイによる二重化構成としている。

4.2 整備すべき回線及び機器

4.2.1 回線

「4.1 LGWAN-ASP の接続形態」に示すそれぞれの接続パターンにおいて、ASP 提供機器の設置場所と利用すべき LGWAN アクセス回線は、以下の 2 パターンが考えられる。

同一施設内に設置され、LAN に接続されるパターン

外部 IDC 等に設置され、専用回線で接続されるパターン

なお、専用回線とは「3.3.3 通信サービス提供者」で示す LGWAN-ASP 通信サービス提供者が提供する通信サービスを指す。

LGWAN としては、想定される接続パターンについて、原則として制約を設けることはないが、接続に当たっては、暗号化等のセキュリティを確保しなければならない。

4.2.2 機器

LGWAN 接続ルータは、セキュリティ境界面として、LGWAN とサービス提供者との管理責任分界点としての意味合いを有する機器であり、LGWAN-ASP としてホスティングサービスを行う場合は必須の機器である。

4.3 セキュリティ対策

「LGWAN におけるセキュリティ基本方針」に掲げる方針に基づき、外部からの脅威に対して LGWAN が講じているセキュリティ対策と、関係者間で遵守すべきセキュリティ境界面について記す。

4.3.1 閉域性の確保

LGWAN は、行政専用の閉じたネットワークであり、インターネットとは物理的に切り離されている。インターネットから LGWAN への IP リーチャビリティを完全に遮断することで、インターネット経由での不正アクセスやコンピュータウィルスの感染、SPAM メール等の脅威から、LGWAN は守られている。

しかし、LGWAN に接続する外部ネットワーク（接続団体 LAN、LGWAN-ASP、政府共通ネットワーク）がインターネットに対するリーチャビリティを持つことを LGWAN として制約することはできない。例えば、電子申請・届出システムなどのように、広く住民又は企業と地方公共団体をつなぐシステムとして LGWAN-ASP が位置付けられる場合に、LGWAN-ASP が住民又は企業向けのポータルとしてインターネットにシステムを公開することは、必要な構成である。

したがって、LGWAN に接続する外部ネットワークシステムは、LGWAN に対して、自ネットワークを中継した IP リーチャビリティが発生しないように接続を構成する必要があり、LGWAN に対して IP リーチャビリティがないことを保証しなければならない（図 4-2 参照）。

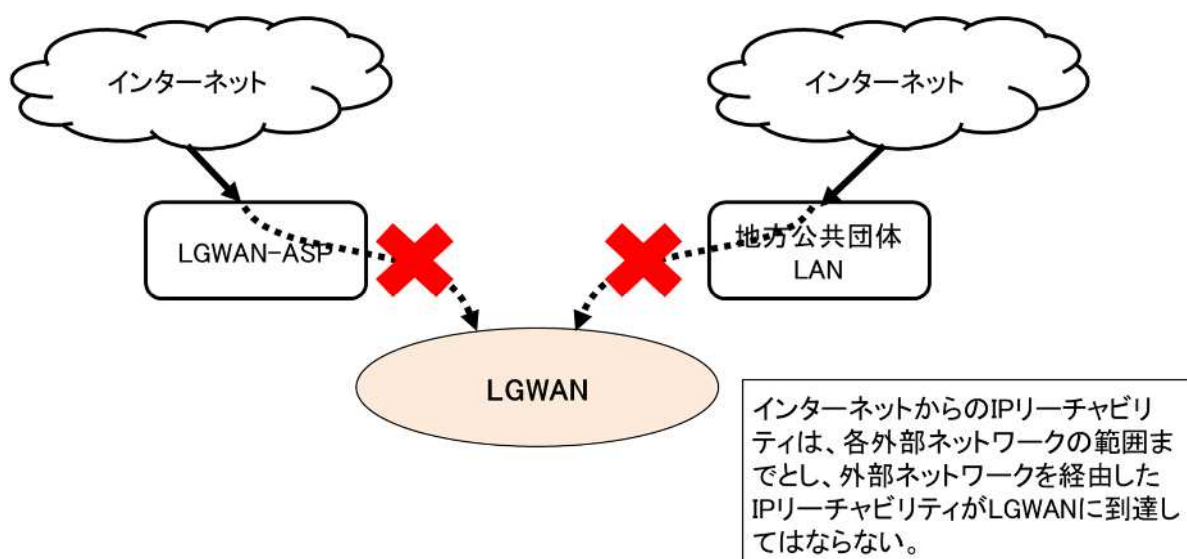


図 4-2 外部ネットワークからの IP リーチャビリティ

そのため、LGWAN-ASP がインターネット公開を含む ASP サービスを提供する場合には、イン

ターネット向けの公開アプリケーションサーバ(以下「AP サーバ」という。)を設置し、インターネットからのアクセスは、この AP サーバに対して行われるようにしなければならない。すなわち、インターネット側からの IP リーチャビリティは、インターネット向けの公開 AP サーバまでとし、そこから LGWAN 内に IP リーチャビリティが発生してはならない。(図 4-3 参照)

このことは、LGWAN 向けについても同様である。

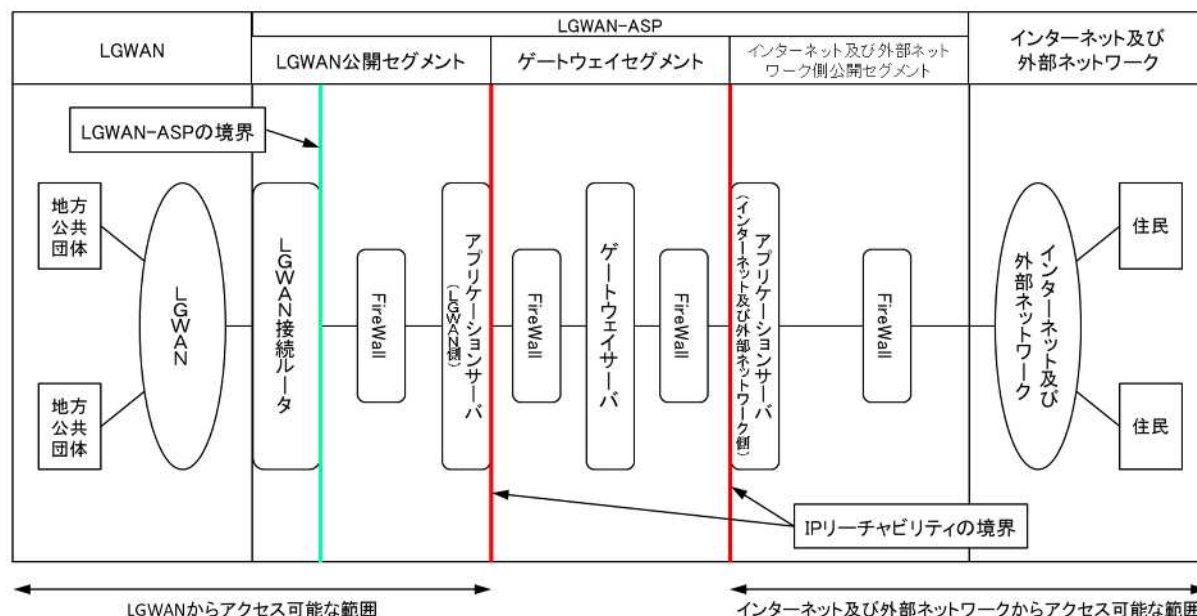


図 4-3 IP リーチャビリティの境界

4.3.2 セキュリティ境界面

LGWAN と ASP サービス提供者とのセキュリティ境界面は LGWAN 接続ルータ上に定義しており、同機器までを LGWAN のセキュリティ範囲内としている。

4.3.3 プロトコル群

ASP サービスを提供する場合には、LGWAN で提供している基本プロトコル群(DNS、SMTP、NTP、LDAP)を利用することができる。また、その他のプロトコルは所定の手続を行うことで利用可能となる。

利用に当たっては、「総合行政ネットワーク ASP 接続技術仕様書」を参照すること。

4.3.4 基本的なアプリケーションサービス

ASP サービスを提供する場合には、LGWAN で提供している基本的なアプリケーションとして電子メール送受信機能等に加え次のアプリケーションを利用することができる。

(1) サービス提供者向けポータルサイト

サービス提供者向けポータルサイトは、ホスティングサービス提供者及びサービス利用者に提供される基本的なアプリケーションであり、運営主体を含めた各者間の情報連携を目的としている。

ホスティングサービス提供者等は、以下の情報を随時参照することができる。

- ・ LGWAN 運用情報
- ・ ASP 関連規程及び FAQ
- ・ LGPKI アプリケーション認証局の CRL 及び ARL など

その他、アプリケーション及びコンテンツサービスを計画停止する際のサービス利用者

への通知手段としても利用可能である。

なお、LGWAN の運用情報等、ホスティングサービス提供者と運営主体間のメール連絡は原則として LGWAN 経由で行う。

(2) 共通認証サービス

共通認証サービスは、地方公共団体組織ディレクトリサービスの一部であり、サービス提供者が提供する各種 Web サービスのアクセス制御を可能とするものである。

サービス提供者のメリットは、以下のとおりである。

- ・ 利用者認証の仕組みの構築及び維持作業が不要
- ・ LGPKI から発行される電子証明書を用いた PKI 認証が可能（パスワード認証も可能）

一方、サービス利用者にとってのメリットは、以下のとおりである。

- ・ LGWAN で利用する複数のサービスを単一の利用者証明書でアクセス可能
- ・ 利用者証明書は随時作成可能

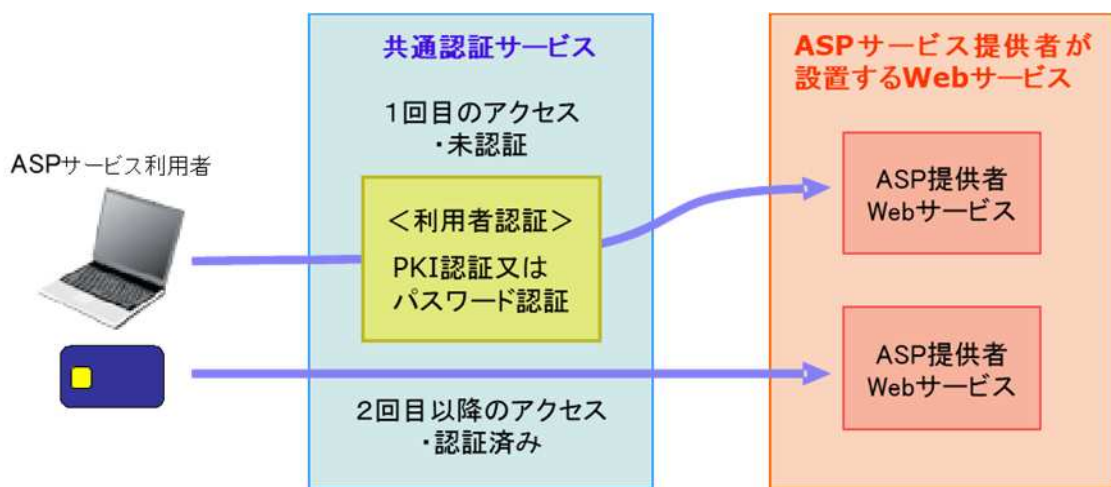


図 4-4 共通認証サービスの概要図

4.3.5 認証基盤

ASP サービスを提供する場合には、LGWAN で設けているアプリケーションサービスの基盤としての認証基盤（以下「LGPKI」という。）を利用することができる。

LGPKI は、地方公共団体組織認証基盤の運営に関する基本要綱（以下「LGPKI 基本要綱」という。）の第2条に規定された目的に準拠する基盤であり、接続団体に対する ASP サービスの提供において必要がある場合には、以下のものを利用することができる。

- LGPKI アプリケーション認証局から発行するアプリケーション証明書（Web サーバ証明書・コードサイニング証明書）
- LGPKI 組織認証局から発行するエンドエンティティ証明書（利用者証明書・職責証明書）
- ディレクトリ基盤

利用に当たっては、「a」及び「b」は「LGPKI 証明書利用者の手引（LGWAN-ASP サービス提供者編）」、「c」は「総合行政ネットワーク API 仕様書 ディレクトリ基盤」を参照し、手続が必要なものについては、所定の手続を行うこと。

4.4 LGWAN-ASP の運用

LGWAN-ASP は、LGWAN-ASP のサービスを利用する接続団体、LGWAN を運営する運営主体及び LGWAN-ASP のサービスを提供するサービス提供者の 3 者関係によって成立する。

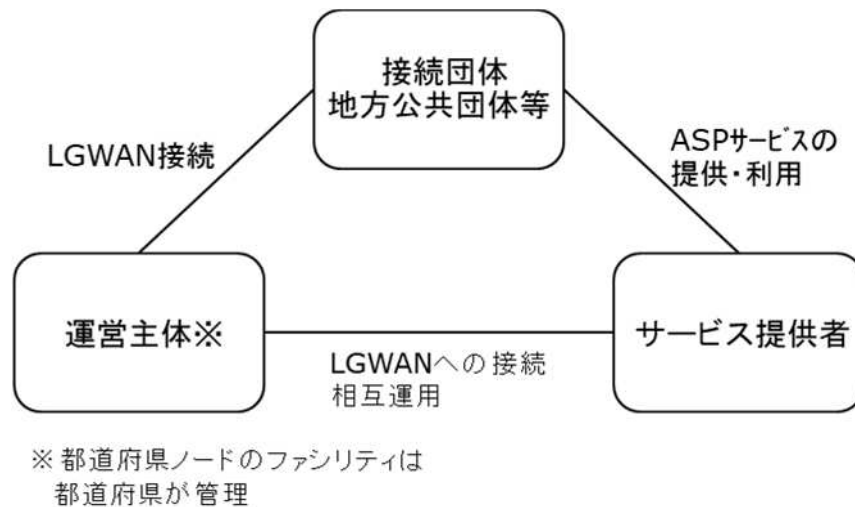


図 4-5 3 者関係

LGWAN-ASP の運用に当たっては、運営主体とサービス提供者との間で、相互に密接な連絡を可能にする体制を整備する必要がある。

(1) 連絡ルートの確立

運営主体とサービス提供者間の連絡ルートを確認する。連絡ルートは、定常連絡ルートと緊急連絡ルートとし、定常的な連絡や障害発生時等の緊急連絡に用いる。

(2) 緊急時対応体制の整備

深刻な障害の発生などの緊急事態においては、深夜休日の対応が必要となることが考えられる。サービス提供者は、緊急時対応体制を整備し、これらの不測の事態に迅速に対応できるようにする必要がある。

(3) 運用責任者の設置

LGWAN-ASP 運用体制には、LGWAN 側との連絡調整、サービス利用者側との連絡調整を迅速に行うために、運用責任者を設置する必要がある。

(4) 査察

運営主体は、LGWAN-ASP を利用している接続団体の要請又は委託等により、サービス提供者のセキュリティポリシー、システム環境、運用体制等に関する査察を行うことができるものとする。運営主体は、この査察によってサービス提供者に不備があると認めた場合には、LGWAN への接続停止等の措置を講ずることがある。

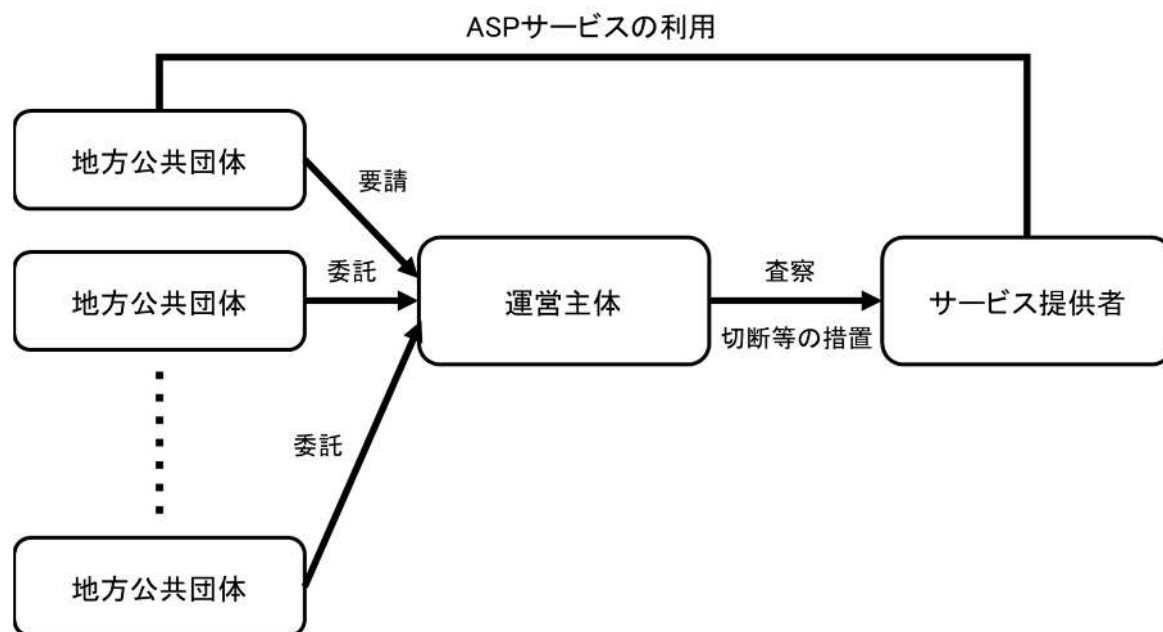


図 4-6 サービス提供者に対する査察

(5) LGWAN からの切断

運営主体は、サービス提供者が外部からの不正なアタックを受けたなど LGWAN に対して脅威となりうる状況にあるような場合には、強制的に LGWAN から切断する等によるセキュリティ上の対策を講ずる。

5 LGWAN-ASP 登録及び接続申込み

LGWAN-ASP 登録及び接続を希望するサービス提供希望者（本章では、以下「サービス提供希望者」という。）は、LGWAN の規程等に従い、LGWAN において ASP サービスを行うことができる。

ここでは、LGWAN-ASP サービスを登録及び接続するための手続について説明する。なお、LGWAN-ASP 登録及び接続に必要な申込書様式等は表 5-1 のとおりであり、機構のホームページ等から入手可能である。

表 5-1 LGWAN-ASP 登録及び接続までに必要な申込様式等

サービス名		アプリケーション及びコンテンツ	ホスティング	通信	ファシリティ	備考
略称		AP	HO	CA	FA	
(0)	利用様式名	総合行政ネットワーク ASP 接続に関する参加資格認定申込書（注1） [手続期間の目安：1か月]				セットで提出可
(1)		総合行政ネットワーク ASP 登録及び接続に関する参加資格審査申込書兼変更届出書 [手続期間の目安：0.5～1か月]				
(2)		総合行政ネットワーク非公開文書の開示申込書 [手続期間の目安：0.5～1か月]				
(3)		総合行政ネットワーク ASP ホスティングサービス接続申込書 (HO 窓口による、AP とのセット申込) [手続期間の目安：1～2か月]		総合行政ネットワーク ASP 通信サービス登録申込書 [手続期間の目安：1～2か月]	総合行政ネットワーク ASP ファシリティサービス登録申込書 [手続期間の目安：1～2か月]	
(4)			総合行政ネットワーク ASP 接続に係る日程等調整申込書			

（注 1）当該申込は、申込者が本書「3.2.2 サービス提供者（1）定義」に記載する ～ に該当しない場合にのみ、必要とするものである。本様式を取得する場合は、直接、総合行政ネットワーク全国センター ASP 担当に問い合わせること。

上記登録及び接続の手続には費用を伴わない。ただし、ホスティングサービスのみ、接続後は LGWAN-ASP 接続料金を負担する。

5.1 登録及び接続申込手順

登録及び接続申込に関する手順は、図 5-1 のとおりである。サービス提供希望者は、所定の審査基準に基づき、運営主体による審査を受ける。所定の審査基準において、例外が認められる場合は、別途規定される「総合行政ネットワークに対する各種提案に関する要綱」に基づく審査機能（以下「審査機能」という。）による審査を受け、サービス提供者となる。

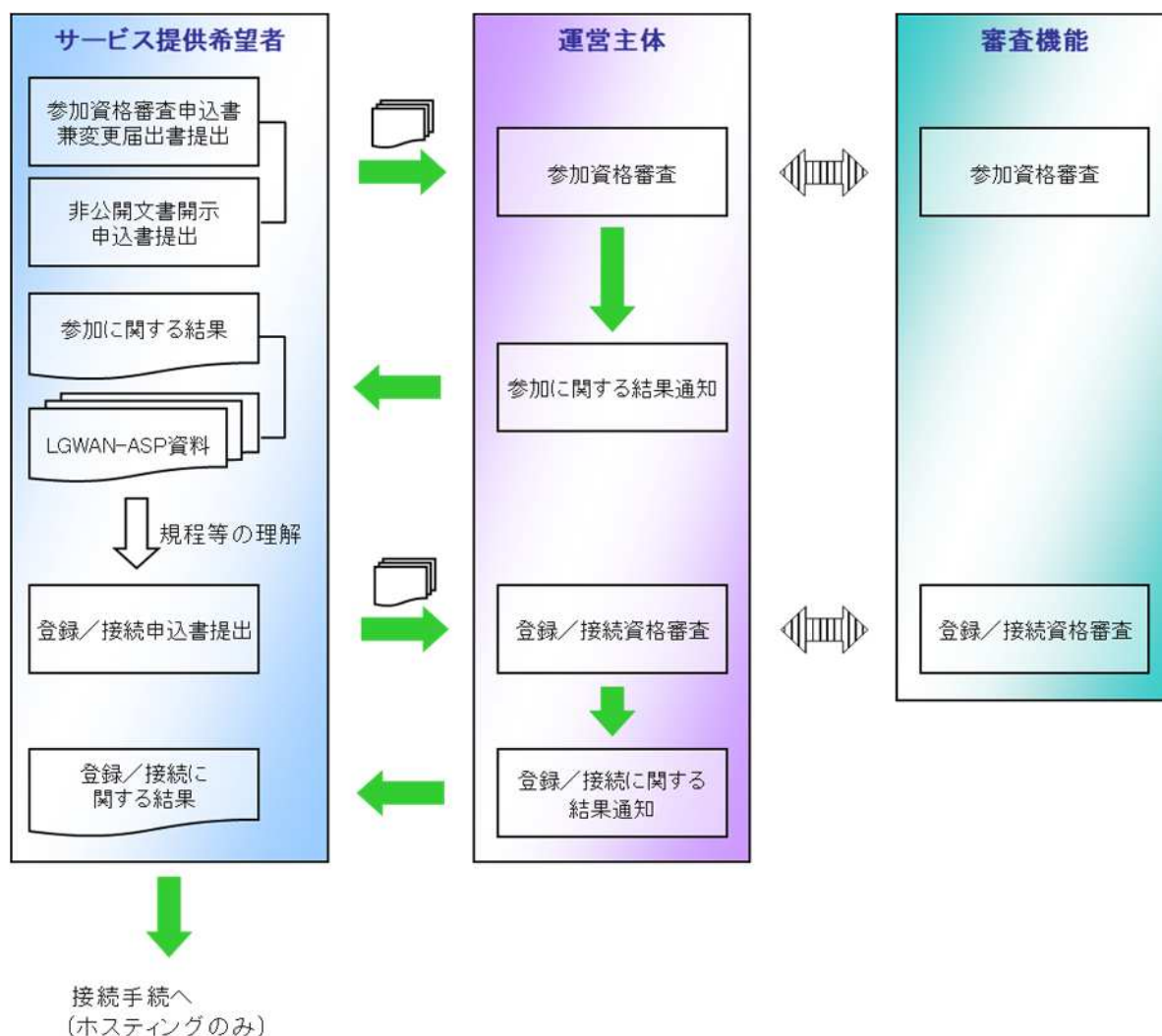


図 5-1 接続申込に関する手順

5.1.1 登録及び接続申込手順の詳細

(1) 照会・参加資格審査申込

サービス提供希望者が LGWAN-ASP に関する照会及び申込に必要な資料は、機構のホームページからダウンロードする。照会については、電子メールによる受付も行っている。

LGWAN-ASP の登録及び接続の申込みは、まず、「総合行政ネットワーク ASP 登録及び接続に関する参加資格審査申込書」（以下「参加資格審査申込書」という。）を運営主体に提出する。

また、申込者を、代表者権限を有しない者の名義とする場合は「総合行政ネットワーク ASP 登録及び接続申込等における代表者権限の委任状」を添えて提出を行う。

参加資格審査の結果は、運営主体から総合行政ネットワーク ASP 参加に関する結果通知(受理又は不受理)(以下「参加結果通知」という。) をもって知らせる。

運営主体による審査で、所定の審査基準における例外が認められた場合は、審査機能による審査を行い、終了後、運営主体より参加結果通知を送付する。

また、上記手続の完了後において申込内容に変更が生じた場合は、「総合行政ネットワーク ASP 登録及び接続に関する参加資格変更届出書」(以下「参加資格変更届出書」という。) を提出する。

(2) 非公開文書の開示申込

参加資格審査が受理されたことの通知を受けた場合、サービス提供希望者は、非公開文書の開示申込みを行うことができる。

非公開文書の開示を希望する場合、サービス提供希望者は、「総合行政ネットワーク非公開文書の開示申込書」(以下「開示申込書」という。) の提出を行う。運営主体が開示申込書を受理した後、規程等が開示される。

提供される規程等の概要については、後述「*：総合行政ネットワーク ASP に関する提供規程等の概要」を参照のこと。

(3) 接続又は登録の申込み

サービス提供希望者は、開示された規程等を理解した上で、運営主体に対し、サービスの分類別に次の申込書を提出する。

・ファシリティサービス又は通信サービス

総合行政ネットワーク ASP ファシリティサービス又は通信サービス登録申込書(以下「登録申込書」という。) を提出する。

申込時に、登録申込書の様式に沿ってサービスの形態等を提示する。さらに、ファシリティサービスのサービス提供希望者は、それに併せて、その提示内容を示す写真等を添付する。

・ホスティングサービス

総合行政ネットワーク ASP ホスティングサービス接続申込書(以下「接続申込書」という。) を提出する。

申込時には、総合行政ネットワーク ASP サービスリストから該当するファシリティサービス及び通信サービスを選択し、提供するアプリケーション及びコンテンツサービスの情報を添えて申し込む(以下「接続申込」という。)。また、申込内容の審査のため、ネットワークトポロジ等の指定された資料も添える。提示する内容は、別途定める。

なお、上記のとおりアプリケーション及びコンテンツサービスは本申込内容の一部として取り扱う。

提出された接続申込書又は登録申込書に基づき、運営主体及び審査機能において、基本規程以下の規程及び LGWAN セキュリティ確保の観点から、登録資格審査又は接続資格審査が行われる。サービス提供希望者は、審査の過程において、運営主体及び審査機能から提出要求のある情報に関して、可能な範囲での情報開示を行う。

(4) 結果通知

登録資格審査又は接続資格審査の結果については、運営主体より、総合行政ネットワーク ASP 登録審査に関する結果通知(以下「登録結果通知」という。) 又は総合行政ネットワーク ASP 接続審査に関する結果通知(以下「接続結果通知」という。) の送付により通知する。

*：総合行政ネットワーク ASP に関する提供規程等の概要

No	規 程 等 名	非公開	規 程 等 の 概 要
	総合行政ネットワーク ASP 基本要綱		基本規程の規定に基づき、総合行政ネットワークにおける ASP の目的及び役割並びに LGWAN-ASP を構成する組織及びその位置付けを定めるとともに、LGWAN-ASP サービスに関する責任の所在等を明らかにすることを目的に作成されたドキュメントである。
	総合行政ネットワーク ASP 接続約款		ASP 基本要綱（ ）をもとに LGWAN-ASP を行う際に必要となる、契約事項又はそれに付随する事項に関する取決めを定めたドキュメントである。
	総合行政ネットワーク ASP 接続技術仕様書	○	LGWAN 上で ASP を行うために、サービス提供者側ネットワークシステムへの要求事項や制限事項の概略について記したドキュメントである。また、LGWAN がサービス提供者に提供する基盤群の概要について紹介している。
	総合行政ネットワーク ASP 接続手引書	○	サービス提供者が、LGWAN に接続するために自ら調達すべき機器 / 回線などの仕様や調達範囲などを記したドキュメントである。
	総合行政ネットワーク ASP 接続 / 変更 / 解除申込書		LGWAN-ASP を行うために必要な手続に使用するフォーマット集である。
	LGWAN 接続ルータ調達のための仕様書	○	サービス提供者が、LGWAN-ASP を行う際に必要となる接続ルータの仕様書である。
	総合行政ネットワーク API 仕様書 ディレクトリ基盤	○	ディレクトリ基盤は、LGWAN で提供される認証基盤における統合ディレクトリに認証情報を格納して、LGWAN 内部の利用者に公開するとともに、LGPKI 公開ディレクトリの複製元情報を提供する機能を担うものであり、この基盤をサービス提供者が利用する際の API について記した仕様書である。
	地方公共団体組織ディレクトリサービス 共通認証サービス利用の手引き	○	共通認証サービスは、LGWAN で提供される利用者認証のサービスであり、サービス提供者がこれを利用する方法を記した手引きである。

5.1.2 接続又は登録申込内容の変更

サービス提供者は、総合行政ネットワーク ASP 基本要綱（以下「ASP 基本要綱」という。）第 2 章に基づき、LGWAN 接続開始後、接続申込内容の変更を行うことができる。変更手続の手順については、接続申込手順に準ずるものとする。

5.1.3 接続解除の申込

サービス提供者が LGWAN との接続を解除する場合の手順は、次のとおりである。

- (1) LGWAN との接続を解除するホスティングサービス提供者（以下「接続解除申込者」という。）は、総合行政ネットワーク ASP ホスティングサービス解除申込書（以下「ホスティング解除申込書」という。）を解除希望日の 1 か月前までに運営主体に提出する。この時点で、接続解除申込者は、利用契約を結んでいる利用者との契約について、解除されていなければならない。
- (2) 運営主体は、接続解除申込者よりホスティング解除申込書の提出があった場合は、特別な事由がない限りこれを受理する。
- (3) 運営主体は、ホスティングサービス解除申込を受理した接続解除申込者について、総合行政ネットワーク ASP 接続約款に従い、所定の処理を行う。
- (4) 運営主体は、所定の処理を終了後、総合行政ネットワーク ASP ホスティングサービス解

除申込に関する結果通知（受理）を接続解除申込者へ送付する。

5.1.4 登録解除の申込

運営主体に登録したサービスを解除する場合の手順は次のとおりである。

- (1) ファシリティサービス又は通信サービスの提供者（以下「登録解除申込者」という。）は、総合行政ネットワーク ASP ファシリティサービス又は通信サービス解除申込書（以下「ファシリティサービス又は通信サービス解除申込書」という。）を解除希望日の 1 か月前までに運営主体に提出する。
- (2) 運営主体は、登録解除申込者よりファシリティサービス又は通信サービス解除申込書の提出があった場合は、特別な事由がない限りこれを受理する。
- (3) 運営主体は、ファシリティサービス又は通信サービス解除申込書を受理した登録解除申込者について、ASP 基本要綱に従い、所定の処理を行う。
- (4) 運営主体は、所定の処理を終了後、総合行政ネットワーク ASP ファシリティサービス又は通信サービス登録解除完了に関する結果通知（受理）を登録解除申込者へ送付する。

5.2 接続作業手順手順

ホスティングサービスについては、「5.1 登録及び接続申込手順」で示す接続申込が受理された後、LGWAN に接続するための工事、機器搬入等の日程等を運営主体と調整する。機器手配についての詳細は、総合行政ネットワーク ASP 接続手引書に記載されている。接続作業手順に関する基本的なフローは、原則以下のとおりである。

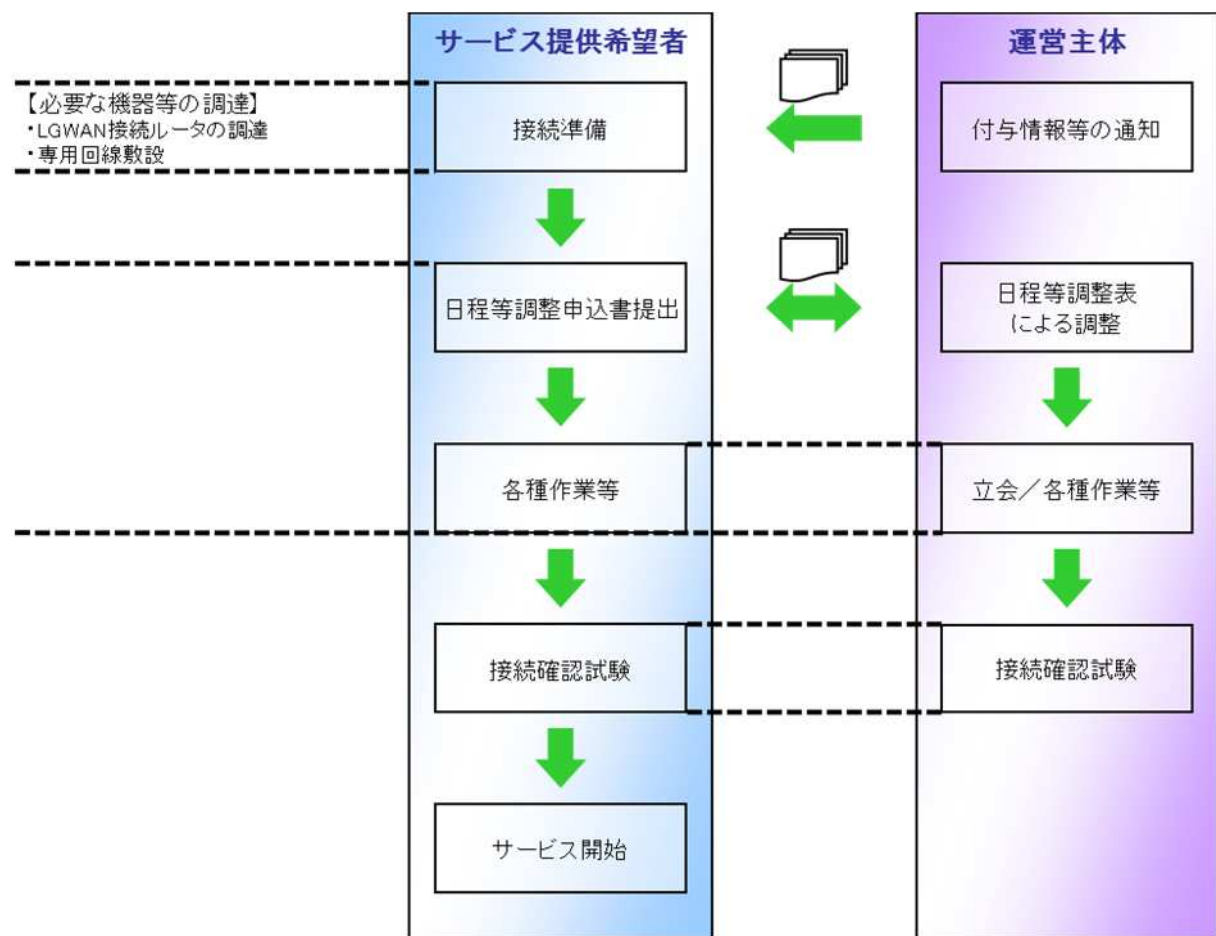


図 5-2 接続作業手順に関するフロー

5.2.1 接続作業の詳細

(1) 付与情報等の通知

運営主体は、接続結果通知が受理であったサービス提供希望者に対し、接続申込書に記載された内容に基づき、LGWAN-ASP コード、IP アドレス、ドメイン名等必要な情報をサービス提供希望者に通知する。

(2) 必要な機器等の調達

サービス提供希望者は、接続申込書に記入し内容に基づき、必要な機器等の調達を自らの責任において行う。調達の詳細については、総合行政ネットワーク ASP 接続技術仕様書等を参照し、自サービスの接続形態に合った必要な機器等を調達するものとする。

(3) 工事及び搬入とその調整

LGWAN-ASP としての LGWAN 接続に際し、工事が必要な場合には、サービス提供希望者は、調達した機器等の設置に当たり、運営主体が指定する所定の手続により、工事、機器搬入等についての日程等を調整する。運営主体は、日程等の調整後、決定した日程に従い作業の立会いを行う。サービス提供希望者及び指定工事業者は、運営主体立会いの下、作業を行うものとし、作業中は、立会者の指示に従う。なお、工事作業がサービス提供希望者と異なる場合は、サービス提供希望者が立ち会う必要があるかについて、運営主体と調整を行う。

(4) 接続確認試験

サービス提供希望者は、機器設置後のサービス提供希望者設備から LGWAN への接続が LGWAN 接続ルータを介して可能か、接続確認試験を運営主体と行い、不具合が認められた場合、双方の責任において、対処を行う。接続確認試験作業の実施においては、双方の責任者間で連絡調整を行い、作業を実施する。接続確認試験に必要な確認項目は、原則としてサービス提供希望者が設定する。

付録 LGWAN-ASP 提供サービスパターン



・LGWANにおけるASPは、上記のパターンの組合せによってサービスを構築、提供する。

(例)地方公共団体が、地域IDCのファシリティを利用し、回線事業者から回線を借りたうえで環境を構築してASPサービスを提供する場合の組合せは、「(1)+(2)+(10)」となる。

・ネットワーク層、基盤アプリケーションサービス及びLGWAN接続ルータ(座標D～G)は、LGWAN運営主体の管理範囲とする。